

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「高齢者虐待」についてお伝えします。

## ○未然防止の取り組み (先月号の続き)

高齢者虐待防止のためには、虐待を未然に防止する予防的取り組みが最も重要になります。

虐待は突然発生するものでは

なく、不適切なケア、不適切な施設・事業所運営の延長線上にあると認識することが必要です。

明らかに高齢者虐待に該当するような行為については、発生後に厳しい対応を行っていくことが必要です。「不適切なケア」の段階で見つけ出し、将来の「虐待の芽」を摘むような取り組みが「高齢者虐待の防止」という法律の趣旨から求められます。虐待の小さな芽を摘む日頃からの次ののような取り組みが必要です。

の醸成と認知症ケアなどに対する理解を高めるための研修の実施など

□苦情対応システムへの外部委員や介護相談員など外部の眼を導入することによる施設・事業所運営の透明化

- ・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がりがつたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・自分で降りられないようになり、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

## ○身体拘束について

介護施設などでは、転落・徘徊防止のために車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛ることや、自分の意思で開けることのできない居室などに隔離するなどの身体拘束は原則禁止されています。

「緊急やむを得ない場合の3要件」

- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることができる居室などに隔離する。

※緊急やむを得ない場合の3要件

（※）場合を除いて身体拘束は虐待に当たると考えられます。具体的には以下の行為などが身体拘束に当たります。

## ●身体拘束の具体例

- ・切迫性…利用者本人または、他の利用者などの生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

（次回も高齢者虐待についてお伝えします。）

村民みんなで「ハートがたくさん型の手袋などをつける。

□事故報告書や苦情の詳細な分析

□提供する介護の質を点検し、虐待につながりかねない不適切なケアを改善し、介護の質を高めるための取り組み

・徘徊しないように車いすや椅子、ベッドにひもなどで縛る。

・転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。

・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、四肢をひもなどで縛る、または手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。

□養介護施設・事業所の経営者・管理者層と職員が一体となつて権利養護や虐待防止の意識

・車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がりがつたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

村民みんなで「ハートがたくさん型の手袋などをつける。」